

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の概要

1 制定趣旨

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）の一部の施行に伴い、特別区を設置するための住民投票の手続や特別区の設置の際の経過措置等について政令を定める。

2 政令の概要

(1) 特別区を設置するための住民投票の手続

特別区を設置するための住民投票の手続に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の準用及び読替えを行うほか、投票の期日、投票権者の範囲、開票立会人等の選任方法、再投票の手続等について定める。

(2) 住民投票に際し公報を発行するための手続

住民投票に際し関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報を発行するための手続に関し、意見掲載の申出手続のほか、意見の掲載方法、公報の配布方法、公報の発行を中止する場合等について定めるため、公職選挙法の準用及び読替えを行う。

(3) 特別区の設置の際の経過措置

特別区の設置の際の経過措置として、特別区の区長が選挙されるまでの間の職務執行者の選任、打ち切り決算、暫定予算の調製及び執行、条例及び規則が制定されるまでの間の従来の条例及び規則の施行、暫定的な選挙管理委員及び教育委員の選任、選挙区を設ける場合の手続、財産処分、事務の承継等について定める。

3 施行日

大都市地域における特別区の設置に関する法律（第4条から第6条までの規定を除く。）の施行の日（平成25年3月1日）